

別紙

諮問第1525号

答 申

1 審査会の結論

本件開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「東京五輪の2020年から2021年への延期につき、1. 都がIOC、五輪組織委、日本政府とやり取りした一切の書面および電磁的記録 2. 都として決定に至る意思決定プロセスと検討過程の分かる一切の書面および電磁的記録 3. 小池百合子都知事が20年1月以降、延期決定までに面会した、都職員を含むすべての大会関係者との面談、打ち合わせ記録、議事録等の一切の書面および電磁的記録」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和2年6月23日付けで行った本件開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し、令和2年3月24日に安倍内閣総理大臣（当時）とバッドハ国際オリンピック委員会（以下「IOC」という。）会長との電話会談が開催され、そこで東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「大会」という。）の中止はないこと、大会を1年程度延期すること等が一致し、IOCの理事会で承認された後、同月26日及び27日に事務方による会合が開かれ、同月30日に東京都知事、バッドハIOC会長等との間で具体的な開催期間の合意がなされ、その後IOCの臨時理事会で承認されたといった過程で大会延期が決まっていることから、対象となる公文書を特定し、本件開示決定を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和2年9月25日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和2年12月7日に実施機関から理由説明書を、令和3年1月15日に審査請求人から意見書を收受し、令和4年5月27日（第228回第二部会）から同年7月22日（第230回第二部会）まで、3回の審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件開示決定について

実施機関によると、令和2年3月24日に安倍内閣総理大臣（当時）とバツハIOC会長との電話会談が開催され、その会談にて、大会を概ね1年程度延期すること等について合意がなされ、その後、IOCの理事会でそれらが承認されたとのことである。

本件開示請求は、東京都における、大会延期に関する意思決定過程及び大会関係者との打合せ等の記録の開示を求めたものである。

実施機関は、本件開示請求に対し、同月26日、27日、30日付けの大会関係者との会議内容をまとめた文書（以下「本件対象公文書」という。）を特定し、本件開示決定を行った。

イ 本件開示決定の妥当性について

審査請求人は、本件開示請求に係る対象公文書について、大会延期の決定後に係る公文書のみを特定したものであって、意思決定過程の公文書を特定せずに行われた本件開示決定は不当であり、その他の文書を含めて開示すべきであると主張する。

実施機関によると、大会延期の決定に至る経緯については、前記アで述べたとおりであり、東京都において大会延期に関する権限はなく、また、前記電話会談に至るまで実施機関に対して、大会関係者からの事前の連絡及び調整等はなかったとのことである。そのため、東京都が大会の延期を検討した事実は存在せず、2020年の開催に向けて予定どおり準備を進めていたことから、大会延期に係る意思決定過程の公文書は存在しないと説明する。

審査会が、東京都、公益財団法人日本オリンピック委員会及びIOCの3者で締結した、

開催都市契約を見分したところ、大会中止に関する記載については確認できたが、大会延期に関する記載は確認できなかったことから、実施機関の説明する、大会延期に関する権限を東京都が有していないという主張は認められる。

また、審査会が実施機関に対し、本件開示請求に係る文書の探索を促すとともに、令和4年6月14日、事務局をして実施機関への実地調査を行わせたところ、大会延期の決定以前の局長及び知事説明資料並びに開催都市契約の修正のため合意した「付属合意書No. 4」の署名に向けて東京都が検討した文書等においても、大会延期を検討した文書は確認できなかった。

これらを踏まえて、審査会で検討するに、大会延期の決定に当たっては、東京都においてその権限がなく、あくまで2020年の開催に向けて準備を進めていたことから、大会延期に係る意思決定過程の公文書が存在しないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

また、事務局による実地調査からも、本件開示請求に係る文書は、本件対象公文書以外に存在しないと認められる。

したがって、本件開示請求に対し、実施機関が行った本件開示決定は、妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、府川 繭子、藤原 道子